



松原市男女共同参画センター

☆ かがやきだより ☆

第7号（2022年11月1日）

11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」について

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」で、日本では毎年11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されています。

暴力にはさまざまな種類があります。



精神的な暴力

- ・ 大声で怒鳴る・バカにする
- ・ 交友関係を制限する
- ・ 無視をする
- ・ 行動を監視・制限する
- ・ メールなどをチェックする 等

身体的な暴力

- ・ 殴る・たたく・蹴る
- ・ 腕をつかむ・ひねる
- ・ 髪を引っ張る
- ・ 物を投げつける
- ・ 刃物などを突きつける 等

経済的な暴力

- ・ デート費用を全く払わない
- ・ 借りたお金を返さない
- ・ 外で働かせない・仕事を辞めさせる
- ・ 生活費を渡さない
- ・ 貯金を勝手に使う 等

性的な暴力

- ・ 性行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 見たくないポルノビデオ等を見せる
- ・ 嫌がっているのに裸等を撮影する
- ・ 中絶を強要する 等

どんな事情があっても、暴力をふるっていいという理由にはなりません。



パープルリボン
運動とは…

アメリカニューハンプシャー州の小さな町から始まった草の根運動です。パープルリボンは「女性に対する暴力をなくそう」と呼びかけるとともに、被害者に対し「あなたはひとりではない」と励ますメッセージも伝えます。

◎「女性に対する暴力をなくす運動」啓発イベント開催のご案内

「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取り組みといたしまして、松原市では、DV防止に関するパネル展・セミナーを開催いたします。

実施内容は下記のとおりとなっておりますので、関心のある方はどうぞご参加ください。

◎「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展



- ★とき 11月21日(月) 9:00~17:30
11月22日(火) 9:00~16:30
- ★ところ 市役所1階市民ロビー



◎DVセミナー 「DVのない社会を作るために」 ～知ることから始めよう～

- ★とき 11月21日(月) 14:00~
- ★ところ 市役所8階801会議室

★講師 いきお 生魚かおりさん

(特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪SACHI CO)

★定員 20人(先着)

★保育 先着5人(1歳6カ月から就学前の子ども1人300円)
11月11日(金)までに直接、NPO法人子育て支援ぽけっと
(☎268-2182 FAX284-7733)へご連絡ください。



DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又は関係にあった相手から振られる暴力のことです。

「家庭内の問題」「男女間のもつれ」として見過ごされがちです。DVは犯罪となる場合も含め重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。この機会にDVについて知ってみませんか？

◎母親のためのピアサロン ココ・カラ with

「親子まつり」が9月18日に開催されました。
来場者数は100名を超え、様々なワークショップを
みなさまに楽しんで頂きました。



〈来場者の感想より〉

- ・はじめてでしたが、楽しかったです。
- ・レザークラフトに参加し、いいものが手作りできて良かったです。
- ・子どもたちも楽しそうに来て良かったです。

ご参加ありがとうございました。

◎子どもの親権は何歳まで？ 成人は何歳から？

親権とは**未成年の子**に対するものです。

民法が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わりました。
成年に達すると、選挙権が認められ、携帯電話の契約、賃貸契約など様々な契約もできるようになります。また、親権に服さなくなるため、進学や就職などの進路も自分の意思で決定できるようになります。

一方、成年年齢が18歳になっても喫煙や飲酒などの年齢制限については、今までと同じく20歳です。思い込みで判断するのではなく、ひとつひとつ確認が必要です。

チョット
豆知識

「AV出演被害防止・救済法が施行」

令和4年6月23日施行

女性差別の事例として、性的被害は大きな問題となっています。世界中の人身売買被害の70%以上の女性が、性的搾取を目的に人身売買されており、15~19歳の20人に1人がレイプ被害にあっているという悲しい報告もあります。

街中で「モデルにならない？」「いいバイトあるよ」など声をかけられ、契約をしたら、AVの撮影であった。また、タレント事務所に応募したら「仕事がきまったよ」と言われその仕事はAV撮影だった。交際相手に私的動画記録をAVとして販売された、など。

そこで、AV出演契約をめぐる被害を防止し、被害者を救済するために「AV出演被害防止・救済法」が成立しました。

この法律で出演者の性別や年齢を問わずAV出演の契約を無力化するルールが定められ

【人権交流室・人権交流センター（はーとビュー）の各種相談】

電話：人権交流センター（はーとビュー） 072-332-5705 / 人権交流室 072-337-3101（直通）

★女性相談（面談・電話）

日時：月～金曜日 9:00～17:30

場所：松原市役所

人権交流センター（はーとビュー）

★女性カウンセリング（予約制・無料）

日時：第1・3木曜日 9:30～12:30

場所：人権交流センター（はーとビュー）

日時：第2・4木曜日 13:30～16:30

場所：松原市役所

★女性相談〔夜間・休日相談（面談・電話）〕

日時：毎月第4月曜日 17:30～20:00（予約優先）

毎月第1土曜日 10:00～16:00（予約優先）

※変更する場合があります。

「広報まつばら」をご覧ください。

場所：人権交流センター（はーとビュー）

★青年自立支援相談

日時：月～金曜日 9:00～17:30

場所：人権交流センター（はーとビュー）

＜巡回相談会（予約優先）＞

日時：月1回 金曜日 13:30～16:30

場所：市内公共施設

※「広報まつばら」をご覧ください。

電話（予約）：人権交流センター（はーとビュー）

★人権相談（予約制・無料）

日時：第1・2・3金曜日 14:00～16:00

場所：松原市役所

電話（予約）：人権交流室

※人権擁護委員が対応いたします。

★人権・就労・進路・生活相談

日時：月～金曜日 9:00～17:30

場所：人権交流センター（はーとビュー）



＜DV相談＞

◆松原市配偶者暴力相談支援センター（松原市DVセンター） → 072-334-1088（相談専用）

◆DV相談ナビダイヤル → #8008

最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

→電話相談・面談・同行支援・保護等

◆「DV相談+（プラス）」 → 0120-279-889

内閣府ホームページ (<https://soudanplus.jp>)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛、休業等が起因で、生活不安やストレスからDV等の増加・深刻化が懸念されています。従来のDV相談ナビの取り組みを補完しながら、DV相談体制を強化しています。



編集・発行：松原市男女共同参画センター
〒580-0023

大阪府松原市南新町2丁目141番地の1
松原市人権交流センター（はーとビュー）内

TEL：072-332-5705

e-mail：jkoryu@city.matsubara.osaka.jp